

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

平成25年4月17日

(契約責任者)東日本高速道路株式会社 東北支社 支社長 鈴木 辰夫

次のとおり簡易公募プロポーザル方式に付します。

### 1. 業務概要

- (1)業務名 平成25年度 東北支社管内 基本単価調査
  - (2)業務箇所 東日本高速道路株式会社 東北支社管内
  - (3)業務内容 本業務は、工事等の積算に使用する骨材、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物、コンクリート二次製品、その他工事用資材の材料費及び建設副産物の処理費を調査するものである。
  - (4)履行期間 360日間
  - (5)その他
    - イ. 本公示における休日とは、『行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。
    - ロ. 本業務は、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》(以下『指示書』という。)を使用する。
    - ハ. 本業務は、落札者と協議し、落札者の同意を得た場合に電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象業務である。
- 二. 本業務は、技術提案書の提出者に対し東日本高速道路株式会社が指定する「工種・名称・細目(以下「項目」という。)」に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定に反映させる見積方式の対象業務である。

### 2. 競争参加資格

- (1) 審査基準日(記5.(3)に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において東日本高速道路株式会社における平成25・26年度調査等競争参加資格の「経済調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 審査基準日において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、改めて上記(2)の競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)(以下「資格停止要領」という。)に基づき、「地域2」において競争参加資格停止を受けていないこと(競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日から見積合せを経て契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本業務に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### イ.資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、このイ. 資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、このイ. 資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ.人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、このロ. 人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

1) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

2) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)

3) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人  
ハ.その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記イ. 又はロ. と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (3) 業務実施体制

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (2) ヒアリング及び業務への取組方針

5. 手続等

- (1) 担当部署 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課  
(住所) 〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ3階  
(電話) 022-217-1727

(2) 関係書類の取得期間及び方法

イ. 取得期間 入札公示日から平成25年5月20日(月)までとする。

ロ. 取得方法 入札公示、説明書、金抜設計書(案)、特記仕様書(案)、その他入札関係書類、調査等請負契約書、指示書及び調査等共通仕様書は東日本高速道路株式会社のホームページから取得すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

イ. 提出期限 平成25年5月20日(月)までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

ロ. 提出場所 記5.(1)に同じ。

ハ. 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足がない様十分確認の上、提出すること。

ニ. その他 資料の不備・不足の確認は行わずに受け付けるので注意すること。

(4) 技術提案書の提出者の選定通知

技術提案書の提出を求める者に選定通知書を送付する。あわせて、技術提案書の提出者として選定されなかった者に非選定通知書を送付する。なお、通知する日は平成25年5月30日(木)を予定とする。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

イ. 提出期限 平成25年6月20日(木)までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

ロ. 提出場所 記5.(1)に同じ。

ハ. 提出方法 記5.(3)ハ. に同じ。

## 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証及び契約保証

イ. 入札保証 不要

ロ. 契約保証 必要 「指示書[25]契約保証(履行ボンド)の取得及び提出」を参照すること。

(3) 契約書作成の要否 要

契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には、電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

(4) 前払金の有無

請負代金額が300万円以上の場合は「有」、300万円未満の場合は「無」

なお、請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は請負契約書第34条第1項に基づき、前払金の請求をすることができる。

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 関連情報を入手するための照会窓口は、記5(1)に同じ。

(7) 記2(2)に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も記5(3)により参加表明書を提出することができるが、技術提案書の提出期限日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(8) 技術提案書のヒアリングを行う。

(9) 本業務の請負人となった場合、次のとおり、請け負うことができなくなる他の業務がある。

イ. 本業務の請負人、本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

② 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

(10) 詳細は説明書による。

(11) 入札に関する一般的な質問については、当社ホームページ「よくあるご質問・調達について」を参照のこと。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

以 上